

られたい。

1 当初計画の中の素粒子研究所は、宇宙線を用いて超高エネルギー領域の素粒子研究を行なう研究所と加速器を用いて高エネルギー領域の素粒子研究を行なう研究所に分離する。

(1) 超高エネルギー素粒子研究の分野では、昭和46年度から4か年計画で既存の共同利用研究所等を拡充することから出発し、将来において本格的な研究所設立を目指す方向で研究規模の飛躍的拡大を図る。

(2) 高エネルギー素粒子研究の分野では、本格的研究の第1段階を目指し、昭和46年度から4か年計画によって可能な限り高いエネルギーの陽子シンクロトロンを中心設備とする共同利用の高エネルギー物理学研究所(仮称)を創設する。そして、この研究所の成果を基盤として、将来計画の当初目標を達成し得る発展を図る。

なお、高エネルギー物理学研究所(仮称)においては、本会議の第49回総会(昭和42年の「共同研究所のあり方について」の勧告の原則に沿って全国の国公立大学および研究機関の研究者の共同研究の場であることが保証され、少なくとも既存の国立大学附置共同利用研究所において確立されている研究者の自主性が尊重されるべきである。

2 低エネルギー原子核研究の分野では、A V Fサイクロトロンを主要設備とする全国の研究者の共同利用の施設を昭和46年度から4か年計画によって設置し、すみやかに共同利用研究所に発展させることを図る。

8-26

昭和45年10月22日

大学の教員人事について全国の大学に訴える(声明)

第57回総会

大学における教員の人事は、大学自治の根本にかかわる事項であるが、この重要な人事問題の処理の方法に関し最近憲法の本質と多年にわたり積み上げられてきた大学自治の慣行とに反するような動きが見られることは、誠に遺憾である。教員人事についての慎重を欠いた措置は、大学の自治、ひいては学問・思想の自由を自らの手によって破壊することになる。

本会議は、このような事態にたち至ることを憂慮し、関係諸大学のきびしい反省を切望するとともに、本会議が第36回総会の「大学の管理制度の改善について」の政府への勧告の中で提示した大学職員の人件に関する見解(とりわけ、教員の不利益処分については教授会の議を経たのち、さらに評議会の審査に付すべきものとする見解)を再確認し、全大学がこの見解に基づいて慎重に行動されるよう訴えるものである。

8-27

昭和45年10月23日

公害激化にあたって科学・技術者に訴える(声明)

第57回総会

近年、公害は世界的な問題となり、特にわが国においては、高度成長政策のために、人間の生存